

大阪府国民保護計画について

令和8年7月

大阪府危機管理室

災害対策課 危機管理・国民保護G

1. 大阪府国民保護計画（現計画）

武力攻撃事態対処法（H15. 6月成立・施行）



国民保護法（H16. 6月成立、9月施行）



国民保護基本指針（H17. 3月閣議決定）



国民保護措置等の実施に関する基本的方針、国民保護計画を作成する際の基準となる事項等

府国民保護計画
策定本部

大阪府国民保護計画
（H18. 1作成）

諮問
答申

大阪府
国民保護協議会

国民保護措置等の内容・実施方法・実施体制・関係機関等との連携などを記載

⇒平成18年度以降、適宜変更を行い(軽微な変更を含む)、令和5年1月版が最新版。

■参考:大阪府国民保護計画(平成18年1月作成、令和5年1月変更)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020090/kikikanri/kokuminhogo/index.html>

2. 国民の保護に関する基本指針の一部変更(令和8年3月31日閣議決定)

【変更の趣旨】

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下、「国民保護法」という。)は政府に対し、国民の保護に関する基本指針の作成を義務付けるとともにその変更の際には、閣議決定及び国会報告を義務付けている。
- 今般、近年の国民保護施策の進展を踏まえた、基本指針の一部変更を行う。

【変更の概要】

- 国民保護法施行令の改正(令和7年8月)により、救援に「福祉サービスの提供」を追加したことに伴う変更
- 国が、緊急事態を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る基本的な方針を定めものとする旨を明記
- その他(記述の適正化等)

国民の保護に関する基本指針の変更に伴い、**大阪府国民保護計画への反映が必要**

3. 大阪府国民保護計画の主な変更点①

○ 第2編 第3章 避難住民等の救援 第1節 救援の内容(P97)

国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う計画変更。指針において、救援の内容に「福祉サービスの提供」が追加されたことに伴い、同項目を「第4章 武力攻撃災害への対処 (P122)」から「第3章 避難住民等の救援 (P97)」へ移動の上、下線部を追加。

(7) 福祉サービスの提供

府及び市町村は、被災した高齢者・障がい者、乳幼児その他の者(以下、「要配慮者等」という。)に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行うものとする。ほか、必要に応じて国等への支援要請を行う。

ア 情報の把握

府及び市町村は、被災した要配慮者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努めるものとする。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努めるものとする。

イ 支援活動・相談対応

府及び市町村は、被災した要配慮者等に対して、関係団体と協力し、ホームヘルパーの派遣、相談対応等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるものとする。

ウ 緊急入所等

府及び市町村は、被災により、居宅、避難所等で生活できない要配慮者等について、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難又は関係団体の協力を得て社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行うとともに、避難生活上の支援に努めるものとする。

エ 福祉避難所の設置

府及び市町村は、被災した要配慮者等の保護を目的に、二次的な避難所において、必要な福祉サービスが提供できるよう福祉避難所の設置に努めるものとする。

3. 大阪府国民保護計画の主な変更点②

○第3編 第2章避難 第3節 避難施設の指定 (P145)

国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う計画変更。

緊急事態を想定した避難施設(シェルター)の確保に関する基本方針を定めたことにより、以下の文言を追加。

1 指定対象施設

知事は、**避難施設の確保に係る基本的な方針及び**区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して、住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握して次の避難施設を指定する。なお、指定都市の長は、別途、当該市の国民保護計画の定めに基づき、避難施設を指定するものとする。

■参考：緊急事態を想定した避難施設(シェルター)の確保に関する基本方針 (R8.3)

https://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/hinan/260331shelter_hontai.pdf